

(3) 人材開発支援助成金について

厚生労働省 秋田労働局職業安定部訓練課

人材開発支援助成金について

人材開発支援助成金とは？

従業員の職業能力の向上を支援するための助成金。

事業主が労働者に対してその**職務に関連した専門的な知識及び技能の習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度**です。

また、労働者が自発的に受講した訓練経費を負担する事業主への助成や、働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主へ助成する制度もあります。

主なコースの内容

- ・ 訓練内容等に応じて様々なコースが用意されています。秋田県で最も活用されているのが「人材育成支援コース」です。
- ・ 「人への投資促進コース」や「事業展開等リスクリング支援コース」の助成率は、通常より高く設定されています

人材育成支援コース 10時間以上のOFF-JT、新卒者や有期労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組合わせた訓練等への助成

教育訓練休暇等付与コース 有給の教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成

人への投資促進コース (R8年度までの時限措置)
高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練 高度デジタル人材の育成や大学院での訓練を行う事業主に対する助成

情報技術分野認定実習併用職業訓練 IT分野未経験者の即戦力化のための訓練を実施する事業主に対する支援（OFF-JTとOJTの組合）

定額制訓練 サブスクリプション型の研修サービスによる訓練への助成

自発的職業能力開発訓練 労働者が自発的に受講する訓練費用を負担する事業主への助成

長期教育訓練休暇等制度 長期教育訓練休暇制度や短時間勤務等制度を導入し、労働者が訓練を受けた場合に助成

事業展開等リスクリング支援コース (R8年度までの時限措置) 事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練への助成

具体的な助成内容

詳細は各種パンフレットをご参照ください。

支給対象となる訓練等			賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
				賃金要件等を満たす場合 ^{※6}		賃金要件等を満たす場合 ^{※6}		賃金要件等を満たす場合 ^{※6}
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%) ^{※1} 60% ^{※2} 70% ^{※3}	60% (45%) ^{※1} 75% ^{※2} 100% ^{※3}	-	-
	認定実習併用職業訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)	-	-
		OJT	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	有期実習型訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	60% ^{※2} 70% ^{※3}	75% ^{※2} 100% ^{※3}	-	-
		OJT	-	-	-	-	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
② 教育訓練休暇等付与コース			-	-	30万円	36万円	-	-
③ 人への投資促進コース <small>令和4年4月^{※7}</small>	高度デジタル人材訓練	OFF-JT	960円 (480円)	-	75% (60%)	-	-	-
	成長分野等人材訓練	OFF-JT	960円 ^{※4}	-	75%	-	-	-
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	60% (45%)	75% (60%)	-	-
		OJT	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	OFF-JT	-	-	60% (45%)	75% (60%)	-	-
	自発的職業能力開発訓練	OFF-JT	-	-	45%	60%	-	-
	長期教育訓練休暇制度		960円 ^{※5} (760円)	- ^{※5} (960円)	20万円	24万円	-	-
	教育訓練短時間勤務等制度		-	-	20万円	24万円	-	-
④ 事業展開等リスキリング支援コース <small>令和4年12月^{※7}</small>			960円 (480円)	-	75% (60%)	-	-	-

人材育成支援コースより高く設定

※1 正規雇用労働者等へ訓練を実施した場合の助成率。 ※2 非正規雇用の場合の助成率。 ※3 正社員化した場合の助成率。
 ※4 国内の大学院を利用した場合に助成 ※5 有給休暇の場合のみ助成
 ※6 訓練終了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練終了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算 ※7 令和8年度末までの時限措置

秋田県での活用事例

事例 1

人材育成支援コース

製造業の事業所で、入社5～10年未満の社員にリーダーとしてチームをまとめ仕事を進めていくためのスキルを身につけるための研修を受講

訓練経費:32,000円/人

訓練期間:3日間

訓練時間:21時間10分

- 経費助成：14,400円 (32,000円×45%)
- 賃金助成：16,000円 (21時間10分×760円)

支給総額：30,400円



事例 2

人への投資促進コース

(情報技術分野認定実習併用職業訓練)

新入社員にソフトウェア開発に従事するため、コンピュータ動作原理や構成に関する基礎知識、プログラミング言語による制御等を行う技法を習得するために受講

訓練経費:825,000円

訓練時間:OFF-JT 354時間20分 OJT 658時間

- IT分野未経験者への教育訓練機関による座学 (OFF-JT) と企業内での実習 (OJT) を組み合わせた実践的訓練
- 経費助成：495,000円
- 賃金助成：269,200円
- OJT実施助成：200,000円

支給総額：964,200円



秋田県での活用事例

事例 3

事業展開等リスクリング支援コース

医療現場のDX化を促進させる人材を育成する取組として、病院基幹システムや電子カルテのクラウド化、DX化による働き方改革やセキュリティー構築などの向上をはかるために受講(大企業の活用事例)

訓練経費:125,000円/人

訓練時間:30時間(3時間×10日)

- Zoomによる同時双方向型のオンライン研修
- ITの基礎からシステムの開発・セキュリティーと幅広い内容をケーススタディを交えたカリキュラムで学習する
- 経費助成:150,000円(125,000円×60%×2人)
- 賃金助成:28,800円(30時間×480円×2人)

支給総額:178,800円

※令和6年10月1日の改正により、定額制サービスによる訓練を実施する場合、助成額の上限額を労働者1人1月あたり2万円に設定されています。

※「中小企業」向けより低い「大企業」向け助成率・額が適用事例されています。



事例 4

事業展開等リスクリング支援コース

風車建設工事に従事するにあたり、施工状況の確認や設備の保守・目視困難な部位の点検時に活用が見込まれるため、ドローンの操作講習を受講

訓練経費:348,800円

訓練時間:32時間(4日間)

- ドローンを飛行させるため必要な知識及び技能並びに産業用途での活用における知見やノウハウについて、学科と実習を通じて習得する訓練
- 経費助成:523,200円(348,800円×75%×2人)
- 賃金助成:54,000円(28時間10分×960円×2人)

支給総額:577,200円



助成金活用までの流れ

Step 1 事業内計画の作成等

事業内職業能力開発計画等を作成

※詳細は次ページへ

- 「職業能力開発推進者」を選任し、「事業内職業能力開発計画」を作成することが必要です。

Step 2 計画届の提出

1ヶ月前までに計画を提出！

- 「訓練実施計画届」と「年間職業能力開発計画」を作成し、訓練開始日から起算して1ヶ月前までに必要書類を都道府県労働局に提出することが必要です。

Step 3 制度導入 (自発的職業能力開発訓練、教育訓練休暇制度、長期教育訓練休暇制度、教育訓練短時間勤務等制度の場合)

- 制度の導入に対する助成の場合は、就業規則等に制度を定めることが必要です。

Step 4 訓練実施

計画に基づき訓練を実施！

- 「年間職業能力開発計画」に基づき訓練を実施します。なお、計画を変更して訓練を実施する場合は、あらかじめ「訓練実施計画変更届」を提出することが必要です。

Step 5 支給申請

終了後2ヶ月以内に支給申請！

- 訓練計画に記載されている訓練終了日の翌日から起算して2ヶ月以内に、支給申請書と必要な書類を都道府県労働局へ提出してください。

事業内職業能力開発計画・職業能力開発推進者について①

職業能力開発促進法において、事業主は、労働者の職業能力の開発及び向上が段階的に行われるよう、事業内に「職業能力開発推進者」を選任すること、「事業内職業能力開発計画」を策定することに努めなければならないということが定められています。



人材開発支援助成金は、法律で定められた努力義務を遵守している企業を積極的に支援していく助成金のため、職業能力開発推進者の選任と、事業内職業能力開発計画の策定が必要。

事業内職業能力開発計画・職業能力開発推進者について②

職業能力開発推進者とは？

- 社内で職業能力開発の取組を推進するキーパーソンです。
- 具体的には、
 - ・事業内職業能力開発計画の作成・実施
 - ・職業能力開発に関する労働者への相談・指導 などを行います。

(推進員の選任に当たってのポイント)

特別な資格が必要な訳ではありません。

- 推進者は、事業内職業能力開発計画の作成・実施や労働者への適切な相談・指導が行えるよう、**従業員の職業能力開発および向上に関する企画や訓練の実施に関する権限を有する者**を選任してください。(例：教育訓練部門の部課長、労務・人事担当部課長など)

- 事業所ごとに1名以上の推進者**を選任してください。

※ ただし、常時雇用する労働者が100人以下の事業所であって、その事業所に適任者がいない場合などは、本社とその事業所の推進者を兼ねて選任できます。また、複数の事業主が共同して職業訓練を行う場合は、複数の事業所の推進者を兼ねて選任することができます。

事業内職業能力開発計画・職業能力開発推進者について③

事業内職業能力開発計画とは？

●自社の人材育成の基本的な方針などが記載された計画のことです。

●決まった様式は特にありません。形ではなく、会社の独自性が分かりやすく表現されていること、従業員に正しく伝えられるものであることが重要です。

(計画作成のポイント)

- 経営理念・経営方針に基づく人材育成の基本的方針・目標
- 昇進昇格、人事効果等に関する事項
- 職務に必要な職業能力等に関する事項
- 教育訓練体系（図、表など）

(参考) 事業内職業能力開発計画の作成イメージ

事業内職業能力開発計画（記載例）

令和〇年〇月作成
〇〇株式会社

1. 経営理念及び経営方針に関する事項

(経営理念)

<例>製品を通じて社会に必要とされる企業（法令遵守・品質経営・環境経営）であること。

(経営方針)

<例>よりよいものをお客様に提供する。

2. 職業に必要な基礎的な能力の開発及び向上を促進するための措置に関する事項並びに職業能力の開発及び向上を促進するための措置に関する事項

(人事育成の基本方針や目標)

<例1>自ら専門性を磨き、高い職務能力を持った人材を育成する。

<例2>品質向上のため、積極的に挑戦できる人材を育成する。

<例3>目標のため今何をすべきかを考え実践できる人材を育成する。

<例4>全社員に対して管理職等がキャリアコンサルティングを入社から3年ごとに行う。(※)また、その際外部のキャリアコンサルティングを受ける場合は、必要な費用は会社が全額負担する。

3. その他の事項（任意）

(雇用管理方針など)

<例1>一人ひとりが、やりがいを持って職務に取り組めるよう、適正や要望を尊重して職務配置を行う。

<例2>職種や配置転換等を行う際は、必要な訓練を施すとともに転換後のフォローアップを行う。

<例3>訓練実施後の評価を行い、従業員の処遇改善に努める。

(※) 人材開発支援助成金「人材育成支援コース（人材育成訓練、認定実習併用職業訓練）」では、要件として例示のような記載が必要となります。
なお、キャリアコンサルティングを実施する者は、国家資格を有しているキャリアコンサルタントに限らず、労務・人事担当部課長などでも可能です。

よくあるご質問について

Q1

教育訓練機関の受講案内に「人材開発支援助成金の対象となります」と書かれていますが、必ず助成金が支給されますか？

A. 教育訓練機関等の行う訓練について、**事前に厚生労働省が本助成金の対象となることを保証することはありません。**

訓練を実施する事業所や訓練内容、対象労働者などにより、支給要件に該当するかを個別に判断する必要があるため、具体的な訓練内容や対象者がわかる書類をご用意のうえ、労働局にご相談ください。

Q2

人への投資コースの定額制訓練を検討中です。定額制サービスによる訓練を実施する教育訓練機関は様々ありますが、どのような教育訓練機関が助成対象となりますか？

A. 定額制サービスによる訓練を行う施設の場合は、提供する訓練講座が「**広く国民の職業に必要な知識及び技能の習得を図ることを目的としたもの**」であることが必要です。特定の事業主にのみ提供することを目的として設立される施設は助成対象外となります。

労働局では、職業訓練実施計画届出時に申請した訓練が教育訓練実施機関のホームページなどにおいて公開され、特定の事業主に対してのみ提供されているものではないことなどを確認します。

人材開発支援助成金のお問い合わせ先について

人材開発支援助成金についてのお問い合わせ先は、

秋田労働局職業安定部訓練課

018-883-0006

となります。

助成金に関するパンフレット、申請書類等は厚生労働省ホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。

人材開発支援助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html